ヘルスケア＆メディカル投資法人
第 7 回投資主総会　決議結果の概要（ご参考）
（2026 年 10 月 29 日開催）

1. 決議事項の内容

第1号議案：　規約一部変更の件

第2号議案：　執行役員1名選任の件

藤瀬裕司氏を執行役員に選任するものです。

第3号議案：　補欠執行役員1名選任の件

北村彰史氏を補欠執行役員に選任するものです。

第4号議案：　監督役員2名選任の件

佐藤香織氏、中野智美氏の2名を監督役員に選任するものです。

2.　決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	賛成割合	決議結果
第1号議案	355,004	4,084	98.75%	可決
第2号議案	344,066	15,022	95.71%	可決
第3号議案	309,823	49,267	86.18%	可決
第4号議案　佐藤　香織	352,801	6,287	98.14%	可決
中野　智美	352,799	6,289	98.14%	可決

（注1）　本投資主総会において行使することができる議決権の総数は359,500個になります。
なお、各議案の賛成割合については、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成（注）に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、出席投資主の議決権総数（みなし賛成（注）による出席を含みます）359,500個で除した数値の小数第3位を四捨五入して記載しています。

（注2）　第1号議案は、みなし賛成（注）による出席を含め、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決としています。

（注3）　第2号乃至第4号議案は、みなし賛成（注）による出席を含め、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

3. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否を確認できない議決権数の取扱いについて

本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成（注）に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計により、決議事項の可決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主の議決権数のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は、賛成数及び反対数のいずれにも加算していません。

（注）投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人の規約第14条において「みなし賛成」に関する規定を以下のとおり定めています。

規約第14条（みなし賛成）（抜粋）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第１項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第３号（解散）、第205条第２項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第１項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第１項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

以　上